

事故の分類	物損公衆災害	発生日時	令和6年4月16日	18時30分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	その他	年齢・性別	-		職種	-
被災程度(全治)	108戸の通信不通					
事故概要	トンネルズリをダンプにて仮置場へ荷下ろし後、荷台を上げたまま県道に出てしまい、架空線を断線し、最大108戸の通信不通となった。					
事故原因等	・施工計画等の未整理 ・架空線対策の未実施 ・ダンプ運転手の不注意					
改善策等	・ダンプアップ走行が可能なダンプの使用中止 ・架空線対策構造物の設置 ・施工計画等の見直し ・ダンプ、誘導員の運用変更 ・安全教育の再実施					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・事故内容についての情報共有、注意喚起、周知等。					



事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年4月26日	16時35分	事故当事者	2次下請
事故の型分類	転倒	年齢・性別	56歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左大腿骨転子部骨折(休業76日)					
事故概要	工用道路横に施工ヤードを製作するため高さ1m程度の盛土をしていた箇所において、被災者が盛土下の道具を取りに斜面を降りようとした際、石の上で足を滑らせ、左足付け根を骨折した。					
事故原因等	・道具の整理整頓不備 ・不安全な箇所の通行および行動 ・危険予知活動の不足					
改善策等	・道具置き場の設置 ・スロープ、仮通路の設置による段差解消 ・看板設置による危険箇所の注意喚起					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・作業ヤードを設置するにあたっての施工計画書や安全管理の必要性。					

事故状況図

盛土下にある道具を取ろうと盛土斜面を横断

現場発生土を利用して施工ヤードを製作中

A-A'

道具 1m

盛土斜面の石で足を滑らせバランスを崩して転倒

A-A'

道具

①

②

休憩所

改善策

道具置場の設置

スロープ、仮通路の設置による段差

注意喚起措置

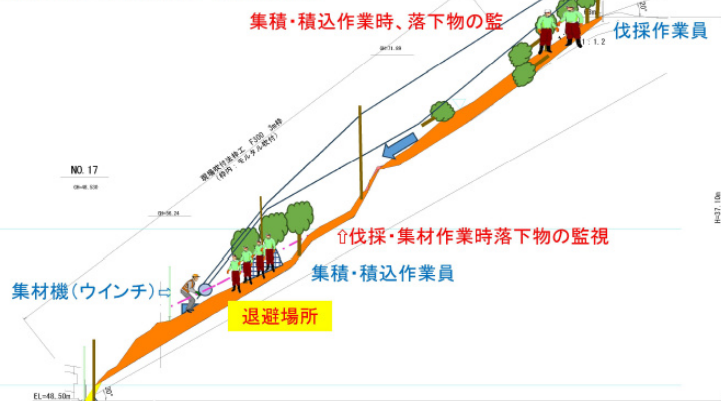
事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年7月5日	9時03分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	激突	年齢・性別	A:30歳・男性、B:38歳・男性	職種	作業員	
被災程度(全治)	A:左肩・上腕骨・骨幹部骨折、左肋骨骨折、肺挫傷、B:腰周辺の打撲					
事故概要	伐採作業の際に斜面上方の伐木を集材機(ウインチ)により引き出し作業を行っていたところ、一部腐朽した根株を巻き込んで落下し、斜面下方の集積作業中の作業員へ衝突し、負傷した。					
事故原因等	・施工計画書と異なる施工方法で実施した。 ・施工計画書の変更、協議されていなかった。 ・簡易林業架線作業に伴う安衛法の認識がなかった。 ・浮石や根株の形状や状態を調査し、記録していなかった。					
改善策等	・作業計画書の作成と関係作業員への周知。 ・無線や笛による合図の徹底。 ・伐採作業時の法面点検表の作成と点検の実施。 ・リスクアセスメントの実施。 ・簡易林業架線作業に伴う安全教育の実施					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・伐採作業にあたって、木材伐出機械等の使用に伴う安衛法に基づく危険防止対策および安全教育の実施。					

事故状況図



改善策

- 伐倒作業時は(法下)集積・積込作業員は一時退避する。
- 集材作業時は浮石の落石、枯損木の落下が考えられるため(法下)作業員は一時退避する。



立入禁止区域の設定、表



退避場所の設置



事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年9月16日	11時50分	事故当事者	元請
事故の型分類	飛来・落下	年齢・性別	45歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	多発胸椎破裂骨折、腰椎骨折、他骨折および挫傷					
事故概要	仮設防護柵の支柱(H鋼)へ横梁(L型鋼)を高さ約3m部分で取付け作業を行っていた際に、バックホウ(0.18m ³)のバケットを足場の一部として使用して作業を行っていた。作業員が片足をバケットにのせていた状態の際に、バックホウのオペレーターが運転席から作業箇所を覗いたところ、着用していた作業服に操作レバーに引っかかり、バックホウのアームが動き、作業員が開脚された状態となって地上高さ約4m下へ墜落し、負傷した。					
事故原因等	・施工計画書と異なる施工方法で実施しようとし、施工計画書の変更や協議も行っていなかった。 ・高所作業であるにもかかわらず、適切な墜落防止措置(作業床の設置等)を怠っていた。 ・バックホウのオペレーターが運転席を離れる際に誤動作防止を怠っていた。 ・被災者の安全帯の使用方法(墜落防止措置)が適切ではなかった。					
改善策等	・高所作業については、昇降式移動足場を使用することとし、胴ベルト型墜落防止器具を常時装着する。 ・今後の仮設防護柵工においても、バックホウによる材料の吊り上げ等の作業が伴うため、作業計画書[車両系建設機械]を作成し、作業員に周知する。(配置計画、使用機械、作業順序、安全対策、立入禁止措置等) ・車両系建設機械の誤動作防止として、作業手順の再確認及び運転席への注意喚起の標示を行った。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用した事故事例の周知 ・車両系建設機械を使用する作業における作業計画。 ・車両系建設機械の誤作動防止					

事故状況図



改善策



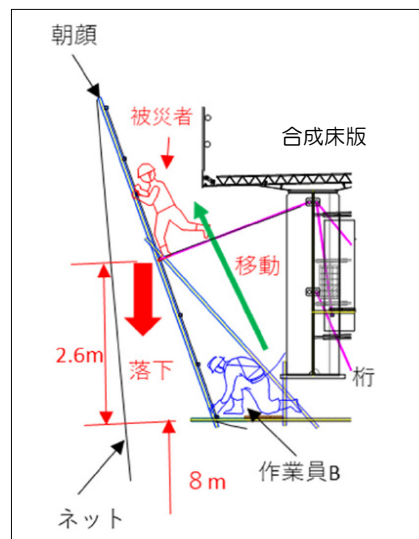
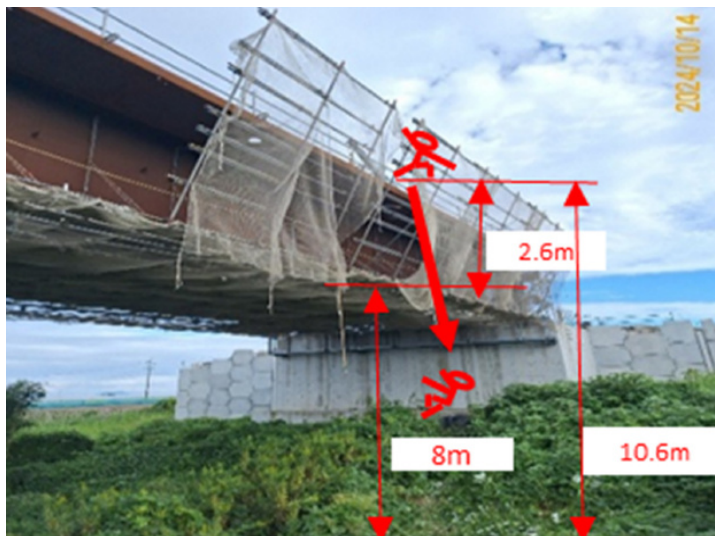
昇降式移動足場を使用、
胴ベルト型墜落防止器具の装着



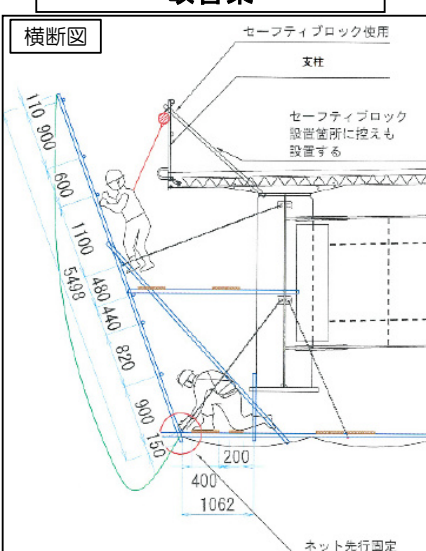
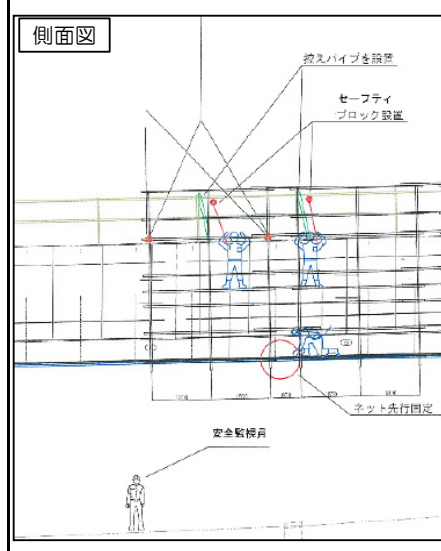
運転席離席時の注意喚起

事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年10月14日	13時20分	事故当事者	2次下請
事故の型分類	墜落・転落	年齢・性別	30歳・男性		職種	橋梁特殊作業員
被災程度(全治)	骨盤複雑骨折					
事故概要	橋梁上部工事の吊足場における朝顔の連結作業中、朝顔の単管を登っていたところ、単管の隙間から墜落し負傷したもの。					
事故原因等	・朝顔のネットが上部のみ固定され下面が開口部となっていた。 ・単管の連結作業は午前中は下から行っていたが、午後からの作業開始時、被災者は上から行った。 ・2丁掛けのフルハーネスを着用していたが、1丁掛けしか行っていなかった。					
改善策等	・合成床版上の手摺にセーフティブロックの設置を行い、フルハーネスと併用し墜落防止対策を行う。 ・演習台で2丁掛けの着環訓練を毎日朝・昼に行い、2丁掛けの意識向上を図る。 ・作業前ミーティングを昼にも実施し、作業手順の確認や危険予知活動を実施する。 ・足場組立・解体時にはベスト等をつけた安全監視員を常時配置する。 ・安全監視員が持ち場を離れる場合は、交代要員を配置するまで作業は中断する。また、チェック表を用い墜落防止器具の使用状況を監視する。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・セーフティブロック設置およびフルハーネスとの併用による墜落防止対策。 ・2丁掛けの演習台着環訓練による2丁掛けの意識向上。					

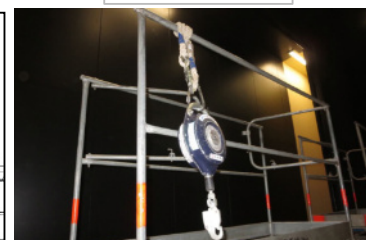
事故状況図



改善策



セーフティブロック



着環訓練状況



事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年10月19日	11時50分	事故当事者	元請
事故の型分類	飛来・落下	年齢・性別	48歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左第四足趾中足骨基部骨折					
事故概要	法面の雑枝木を伐採中、被災者が法面上を覆っていたロックネットに足を滑らせて飛び降りた時に、ロックネット固定用ボルトを踏み、当日は大した状態ではなかったことから作業を継続した。しかし、後日痛みが引かなかったことから、病院を受診したところ、骨折が判明したもの。					
事故原因等	・安定した平場での作業を想定していたが、法面に登って不安定な箇所での作業をしていたこと。 ・被災者にはノコギリでの作業範囲(高さ)を明確に指示していなかった。					
改善策等	・人力伐採範囲では、法面には登らず地上からの作業とする。 ・作業手順書・施工計画書を修正し、ノコギリは地上から手が届く範囲のみ使用し、作業員が法面に登らないよう工具の使い分けを明確に行う。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・人力伐採範囲で法面に登っての作業禁止。 ・事故を踏まえて作業手順書・施工計画書の修正と工具の使い分けの明確化。					

事故状況図



改善策



事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年12月7日	13時30分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	転倒	年齢・性別	46歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左環指PIP関節側副靱帯損傷					
事故概要	河川内の木くずの収集作業において、河川内を移動中、足場の悪い斜面を下った先で足元が滑り、後ろに転倒し河床の岩に左手を着いた際に左環指を脱臼して靱帯を損傷したものの。					
事故原因等	・安全確認の怠り(工事が完了間際であり、気が緩んでいた。) ・危険箇所に対する意識不足(足元の傾斜を確認したが、滑ると思っていた。)					
改善策等	・朝礼時に危険箇所(転倒しやすい所など)を周知し、危険箇所に対する意識を向上させる。 ・足元の安全確認を行い、ゆっくりと移動することを心がける。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・作業前に現場内の危険箇所を作業員に周知させることを確実に履行させる。					

事故状況図



改善策

今福川 平面図(2)
※河川内の転倒注意区域

転倒注意区域

工事範囲
延長1=360m

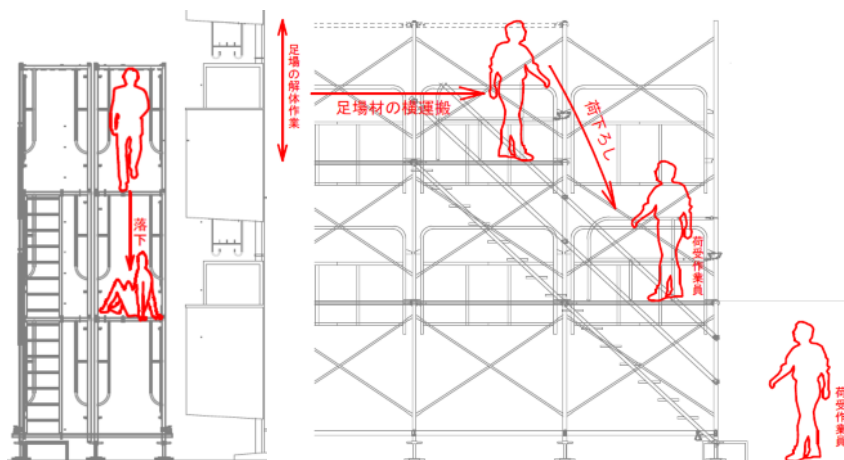
赤着色：転倒注意区域 (川の水が流れており、滑りやすくなっている範囲)
※朝礼時に転倒しやすい箇所を周知し、危険箇所に対する意識を向上させる

転倒注意箇所掲示板の設

事故の分類	労働災害	発生日時	令和7年2月21日	11時00分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	墜落・転落	年齢・性別	25歳・男性	職種	作業員	
被災程度(全治)	右大腿四頭筋部分断裂					
事故概要	足場解体の作業中、足場3層目(作業床高さ3.6m)にて部材を取り外し、運搬して荷下ろし場所へ運んでいた作業員が、下層作業員へ引き渡す際につまづき転倒し、足場2層目の作業床へ1.7m落下し負傷したものの。					
事故原因等	・足場解体作業開始時は8名の作業員を配置し、足場各所に荷下ろし作業員を配置し墜落制止用器具を使用していたが、4層目の解体が終わったところで、足場材の積込作業に作業員を5名配置し、事故が発生した3層目の作業では、解体作業、横運搬、荷下ろしまで1人で行う状況になり、荷下ろし作業員を配置していなかった。 ・足場に組立て等作業主任者の作業員の配置の決定、作業の進行状況の監視、墜落制止用器具の使用状況の監視の職務遂行が不十分であった。 ・荷下ろし作業位置で墜落制止用器具を使用していなかった。 ・足場の解体作業が低い位置に移行するのに伴い、危険意識が薄れ油断してしまい、運搬中のつまづきや墜落制止用器具の不使用につながった。					
改善策等	・労働基準監督署より交付された是正勧告書及び安全衛生指導書に対する報告および再発防止策の確実な実行。 ・施工計画書(総合、仮設工事)へ反映させるためについて、再発防止の観点による見直しを行い、提出させる。 ・事故が発生した場合の本社応援体制を確立するとともに、現場で発生した事故への対応マニュアルを整備し、職員へ周知させる。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・足場の組立、解体時の作業手順書の順守と事故防止対策の徹底を図る。 ・足場の組立、解体作業には必要な人員配置を行う。 ・初回の打ち合わせ時には、事故発生時の対応方法の徹底を図る。					

事故状況図

- ・足場材の横運搬、荷下ろし作業中に、作業員がつまづき落下し負傷。

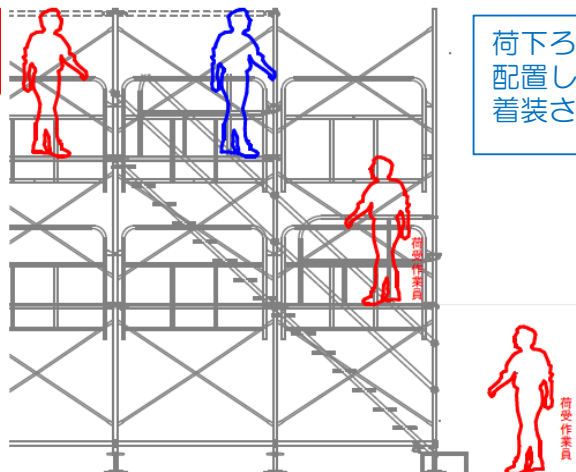


現地の足場状況
青色範囲は事故当時撤去済



改善策

解体・横運搬

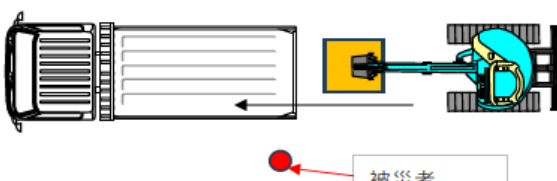


荷下ろし作業のみを行う作業員を配置し、常に墜落制止用器具を着装させる。

事故の分類	労働災害	発生日時	令和7年3月1日	8時20分	事故当事者	元請
事故の型分類	挟まれ・巻き込まれ	年齢・性別	24歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	右中指中節骨開放骨折					
事故概要	現場事務所敷地内で、ハンドガイド式の振動ローラーをクレーン機能付きの0.2m ³ バックホウで吊り上げ、3tダンプトラックの荷台に載せる作業を行っていたところ、バックホウの操作ミスによりローラーがブレたため、咄嗟につり荷を押さえたところ、トラック荷台の後方左のあおりに挟まれ負傷した。					
事故原因等	・移動式クレーンの使用にあたり、作業半径内に労働者を立ち入らせたこと、 ・作業計画を策定していなかったこと。(安衛法第20条クレーン則第74条の2、66条の2違反)					
改善策等	・作業計画書の作成と周知(KY時、ミーティング時) ・バリケードの設置(バックホウの作業半径内立入禁止措置)、人払い。 ・バックホウの切替設定をより明確にするため旋回設定表示をレバーへ設置する。 ・介錯ロープを使用する。 ・クレーン仕様の場合は基本的に荷を吊った状態で前進しない。(ただし、地切30cm以内の場合に限り、平坦地でのみ前進は行う。) ・余裕を持った機械の選定(作業半径、吊荷重を考慮して、余裕をもった機械を選定する。)					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・バリケードの設置(バックホウの作業半径内立入禁止措置) ・バックホウの操作レバーに旋回設定表示を設置 ・介錯ロープの使用 ・クレーン仕様の場合は、原則荷を吊った状態では移動しない周知徹底。 ・作業半径、吊荷重を加味して、余裕をもった機種を選定					

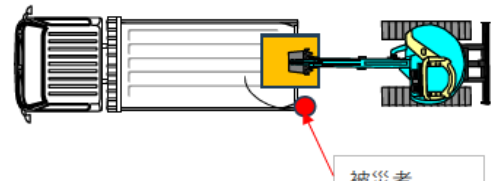
事故状況図

ローラーをバックホウで吊り前進



被災者

停止して荷台に載せようとしたところ、ローラーが左側にブレたため、被災者が慌てて手を伸ばし、ダンプのあおりとローラーに挟まれ被災

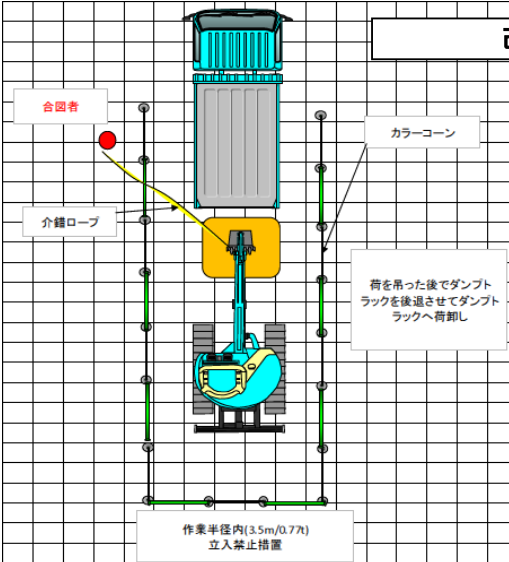


被災者



ダンプのあおりとローラーに挟まれた状況再現

改善策



合図者

カラーコーン

介錯ロープ

荷を吊った後でダンプトラックを後退させてダンプトラックへ荷卸し

作業半径内(3.5m/0.77t) 立入禁止措置

操作レバーへの旋回設定表示




事故の分類	労働災害	発生日時	令和7年3月10日	11時00分	事故当事者	元請
事故の型分類	墜落・転落	年齢・性別	56歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左手首骨折、右手首右橈骨遠位端骨折					
事故概要	床固工施工時において、鋼製型枠の固定作業を足場上で型枠の垂直度を水平器で確認し、型枠固定用サポートを固定しようとしたところ、サポート長の調整ネジピンが足場の中さん手摺に干渉し、調整できなかったため足場上の作業員が中さんの手摺を外し、サポートの取付調整を行ったところ、サポート端部が外れ、被災者が体勢を崩し、2m下の床掘面に転落した際に両手首を負傷したものの。					
事故原因等	・足場上での作業時においては、作業手順書により手摺を取り外した状態での作業を原則禁止していたが、被災者が自己判断により手摺を取り外し、作業を行った。 ・落下防止対策として安全帯を着用していたが、事故当時フックを足場等に取り付けておらず、落下防止対策を怠った。 ・KY活動等や新規入場者教育により周知した事項について、安全巡視や作業員の相互確認による履行状況のチェックが不十分であった。					
改善策等	・作業員全員に転落の危険性と安全帯使用の再教育を実施する。 ・足場上の作業は2名以上で行い、互いに安全帯使用について注意喚起する。 ・足場上作業時は、職長又は現場代理人から指名されたものにより監視を行う。 ・床掘路肩等の足場設置が困難な転落危険箇所での作業時は安全帯を掛けられる親綱の設置を行い、安全帯を使用させる。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・床掘路肩等の足場設置が困難な転落危険箇所での作業時は安全帯を掛けられる親綱の設置、確実な安全帯の使用指導の徹底。 ・事故内容についての情報共有、注意喚起、周知等の実施。 ・事故事例を取りまとめた資料により、連絡事故の特徴や原因、過信によるヒューマンエラーへの再教育の実施。					

事故状況図



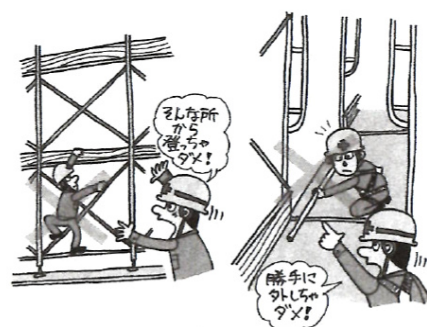
改善策

安全教育資料



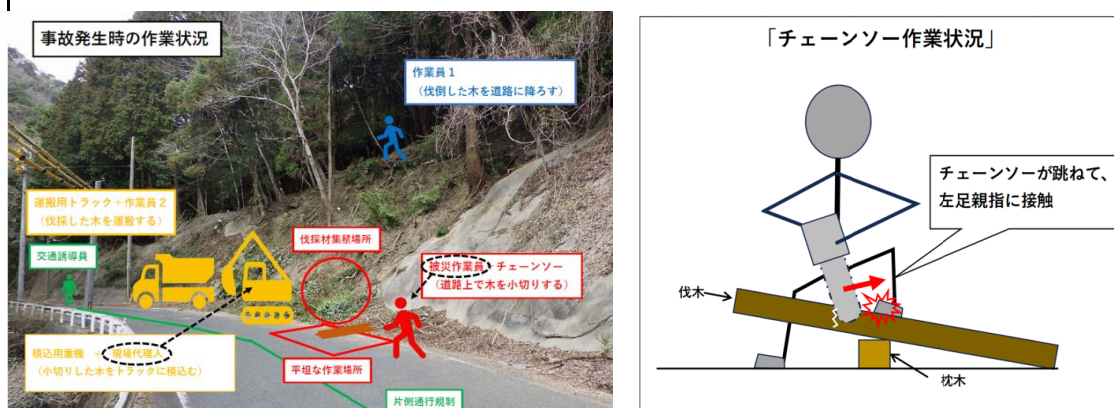
- ・2名以上の作業とし、安全帯使用の注意喚起
- ・監視人の設置

- 作業開始前には、足場の点検を行い、手すりや作業床がきちんと整備されているか確認する。
- 足場は、決められた通路、階段などを通して昇降する。
- 手すりやブレース（すじかい）を勝手に取り外さない。取り外した場合は、作業終了後直ちに元の状態に戻す。
- 手すりははずして材料の取り込みなどを行うときには、安全帯のフックを親綱や手すり等にかけて作業を行う。
- 足場板を勝手に移動させない。



事故の分類	労働災害	発生日時	令和7年3月31日	11時55分	事故当事者	元請
事故の型分類	切れ・こすれ	年齢・性別	41歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左母趾末節骨開放骨折(左足親指の裂傷)					
事故概要	伐採作業中に樹木を法面下の道路(片側規制中)でチェーンソーを使用して小切りしていたところ、チェーンソーが跳ねて左足親指の付け根に接触して裂傷を負ったもの。					
事故原因等	・事故当日のKY活動において、安全管理責任者(現場代理人)は保護具の着用を指示していたが、被災者は動きやすさを重視し安全靴ではなく地下足袋を着用していたことで事故のリスクが増していた。(防護ズボン、防刃手袋、防護メガネ、保護帽(ヘルメット)は着用。) ・今回の事故原因として、危険性の高いチェーンソー作業に対する被災者の慣れや油断、安全管理責任者等による安全靴着用の指示徹底が図られていなかったことが考えられる。					
改善策等	・安全管理責任者とチェーンソー使用者は、安全に関するガイドライン等を十分に理解し、再発防止に向け安全意識の向上を図る。 ・安全管理責任者は、KY活動で保護具の着用を指示し、着用状況について午前・午後の2回(各始業前)、使用者と指差し呼称による確認を徹底する。 また、チェーンソー使用者相互でも、保護具の着用状況を確認する。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・今回の事故内容と事故防止対策を他の工事担当課に周知し、注意喚起を行う。 ・類似作業のある他工事の受注者に対して、今回の事例を説明し、注意喚起を行う。					

事故状況図



改善策

- ・安全管理責任者とチェーンソー使用者は、安全に関するガイドライン等を十分に理解する。
- ・安全管理責任者及び使用者交互で、保護具の着用状況を指差し呼称による確認を徹底行う。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)を踏まえ、平成27年に「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。)を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合(台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。)を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

- (1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用
次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。(①下肢の切創防止用保護衣(図1)、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具)
- (2) チェーンソーの選定、取扱い方法等
- (3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等(①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施)
- (4) 伐木等作業における安全の確保
①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し(つる)を残すこと(図2)等。
- (5) 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
- (6) かかり木の処理の作業における安全の確保
かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。
①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、⑤かかり木の枝切り
なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとはいえないことから、実施しないよう確実に指導すること。

